

ブラックメサと石炭開発 ——ナヴァホ・ホピ土地問題のポリティクス——

内 田 綾 子

はじめに

第二次世界大戦後、コロラド高原では地下資源の大規模な開発が行われ、米国のエネルギー政策にとって重要な役割を果たすようになった。西部の約40の先住民部族の保留地には全米の約7-13%の石炭埋蔵量のほか、石油・ガス・ウラン等の豊富な地下資源が存在する。とくに、アリゾナ州北部の先住民保留地に広がる約250万エーカー（3900平方マイル）の土地ブラックメサは、210億トン以上の石炭が埋蔵された世界有数の炭鉱で知られている。1970年代以来、全米で最大規模の露天掘りが行われ、採掘された石炭は2つの発電所に燃料として輸送された。そこからフェニックスやラスベガス、ロサンゼルスなどの都市に電気が供給され、アメリカ南西部の地域発展を支えてきた¹⁾。

しかしこのブラックメサの石炭開発は、先住民部族ナヴァホとホピの歴史的な土地問題を背景としていた。ブラックメサを含む保留地の分割をめぐる、1950年代以降に部族の顧問弁護士や連邦政府、地元の連邦議員、企業等が介入し、問題が複雑化していった。そして1980年代に行われた数千人のナヴァホの立ち退きは、第二次世界大戦中の日系アメリカ人の強制収容以来の大規模な問題となり、先住民の人権問題としてアメリカ国内外で多くの批判を呼んだ。1950年代に始まるこのナヴァホの移住計画は、先住民保留地に埋蔵された莫大な地下資源の採掘と無縁ではなかった²⁾。

ブラックメサの土地問題は、1980年代以降、アメリカ南西部の現代史や先住民問題などの観点から注目されてきた。Kammer や Benedek、Brugge はナヴァホ・ホピの土地問題の過程を歴史的に検討した。また、先住民の法律問題を専門とする Wilkinson は、大規模開発（Big Build Up）と呼ぶ南西部の急速な工業化が地元の先住民にもたらした影響を考察している。さらに1970年代以来、この問題に注目してきた Nies は、モルモン教や企業による石炭開発などの幅広い文脈で論じている³⁾。本稿ではこれらの研究を踏まえて、第二次世界大戦後の冷戦期に先住民保留地の石炭開発がどのように進められ、先住民にいかなる影響をもたらしたのかをブラックメサの例を通して検討したい。その際、1950年代から70年代にかけてホピの顧問弁護士であった J. ボイデン（John Boyden）が果たした役割に注目する。

1. J. ボイデンとホピ部族評議会

ブラックメサの土地問題の発端になったのは、ホピ保留地を設立した1882年の行政命令であり、これはホピ保留地を取り巻くブラックメサと他の土地を含む約250万エーカーの土地について定めていた。当時、ホピ保留地の西側のモエンコピにモルモン教徒がコミュニティを形成し、また東側ではフォート・サムナーから帰還したナヴァホが住居のホーガンを建て始めていた。そのため、双方からホピの土地を守ることを目的としていたが、この行政命令はホピと「他のインディアン」（実際はナヴァホ）に土地を保留する一方で、この土地の鉱物資源の所有者について明記していなかった。その後、ブラックメサに移住したナヴァホは羊を放牧して人口が急増したが、ホピはさほど増えなかった。従来、1882年の行政命令による保留地はナヴァホ保留地の西部から分割したものであったため、ナヴァホは人口増と放牧の必要性から連邦政府に保留地の拡大を訴えた。1884年までにナヴァホ保留地が拡大した結果、行政命令の保留地の東と北で接するようになり、1890年までには西側も接するようになった。そして1934年にホピの保留地は完全にナヴァホ保留地に取り囲まれていた。1882年の行政命令で設けられた約250万エーカーの保留地の地下資源について、連邦インディアン局顧問弁護士であったF. コーエン（Felix Cohen）はホピとナヴァホが等しく権利を有するという意見を1946年に内務長官へ送っていた⁴⁾。

一方、アメリカ南西部の先住民保留地に埋蔵される地下資源は、20世紀初頭にその存在が発見されて以来、注目されるようになった。ブラックメサには、古い村落跡や聖地、埋葬地が存在し、ホピにとって先祖伝来の土地であった。ホピは伝統的に陶器を焼くときに石炭を用いたが、1909年に非先住民がブラックメサの膨大な鉱床を発見した。当初、僻遠なためあまり関心を集めなかったが、徐々に採掘企業がブラックメサでの鉱物調査と採掘許可を内務省に働きかけるようになった。しかしホピには部族政府が存在せず、13の村落が自治を行っていた。ホピの間では古くから支族や村を単位に宗教的指導者が統治し、分権的な神権政治を行ってきたのである。そのため1920年代から30年代にかけて、内務省では企業が鉱物リースを交渉できるようにナヴァホとホピの部族評議会を設立する必要性が生じた。

1934年に連邦インディアン局長のJ. コリア（John Collier）によってインディアン再組織法（IRA）が制定され、各保留地は部族政府を組織し、連邦政府が許可した憲法を採択するよう促された。1936年にホピは部族員の投票によってコリアのIRA 憲法を651対104で採択し、自治を行う正式な部族政府が設立された。しかし、実際は少なくとも1800人の有権者が投票せず、大部分の宗教的指導者キクモンギ（Kikmongwi）が反対した。そのため、当初からこの新しい部族評議会をめぐってホピの村では論争が起きた。部族憲法はキクモンギが部族評議員を承認することを定めていたが、その多くが拒絶したため、1943年には実質的に部族評議会が機能しなくなっていた⁵⁾。そして宗教的指導者を中心とするホピの伝統派は先祖伝来の土地や

鉱物はリースできないと反対した。これは第二次世界大戦後、採掘企業とインディアン局がホピ保留地の地下資源開発を進めるうえで障害となった。

このような中、ホピ部族評議会を復活させ、鉱物リースに必要な条件を整えていったのが、前述の弁護士 J. ボイデンである。ソルトレイクシティ出身でモルモン教徒のボイデンは、1950年代から約30年間にわたり、ホピとブラックメサの行方を左右した。ボイデンはユタ州知事の民主党予備選挙で2回、僅差で落選した野心家であった。1947年、まずナヴァホの請求弁護士と法律顧問に応募したが、ナヴァホ部族評議会で任命されなかった。これには、1930年代にボイデンがナヴァホ保留地のサンファン川地区でコリアによる家畜削減政策を実施したことが影響したと考えられる。この家畜削減政策は、保留地の過放牧を防ぎ、土壌を保つという名目だったが、実際は新たに建設されたフーバーダムにコロラド川の沈泥が堆積することを防ぐためであった。この大規模な家畜削減政策は多くのナヴァホに打撃を与え、伝統的な放牧生活を送れなくなった。代わりにナヴァホの顧問弁護士として選ばれたのは、首都ワシントン出身の N. リテル (Norman Littell) であった⁶⁾。

ホピの伝統派は1949年にトルーマン大統領へ保留地の鉱物リースを防ぐよう嘆願したが、これは無視された。そして翌50年、ボイデンはホピの顧問弁護士になることを試みた。ボイデンが鉱山開発を目指しているという噂を聞いたホピの5つの伝統派の村は反対した。一方、1946年8月に成立したインディアン請求委員会 (Indian Claims Commission) 法は、各先住民部族に対して過去に喪失した土地の補償を5年以内に請求可能と定め、ホピの請求期限が迫っていた。そのため、ボイデンはまず、ホピの請求弁護士に指名されることを試みた。上述のようにホピ部族評議会が機能していなかったため、ボイデンとインディアン局は各村からそれぞれ承認をとることになった⁷⁾。

1950年と51年、ボイデンは保留地に滞在し、ホピの各村で長時間、会合を開いて住民に説得を試みた。インディアン請求委員会の規定では、土地は返還されず、補償金が支払われた後は請求権も消滅することになっていた。しかし、ボイデンが土地請求の意義を説明する中、複雑な法的手続きと英語を理解しない多くのホピが、インディアン請求委員会を通じて補償金とともに土地が返還されると期待した可能性があった。5つの村がボイデンに請求を委任する契約に反対したが、残りのホピ住民は承認したと扱われた⁸⁾。その結果、インディアン局はボイデンを請求期限の1か月前の1951年7月に請求弁護士として契約したのである。

その後、ボイデンはホピの法律顧問に指名されるよう働きかけた。請求訴訟はかなりの報酬が見込まれ、実際、1977年にボイデンは賠償金の1割に相当する50万ドルの報酬を受け取ることになったが、ボイデンにとってむしろ鉱物リースを扱う法律顧問の方が重要であった。1882年に設けられた保留地の北部では米国史上、最大の石炭埋蔵が発見され、この地域の石炭開発を進めようと企業や連邦・州政府、モルモン教会、議員などがブラックメサに関心を寄せていた。そのため、ボイデンはこの機会を逃さず、保留地での石炭採掘を可能にする方策を

追求し始めた。ホビは顧問弁護士の報酬を支払えなかったが、地下資源開発を進めればその報酬を見込めるはずであった。しかし前述のように、当時、法律顧問を指名し、鉱物リースに署名するホビの部族評議会は機能していなかった⁹⁾。

ボイデンは7つの村とかつての評議会メンバーが署名した契約書を持っていたため、インディアン局に対し、法律顧問として承認されれば、ホビの部族評議会を復活させると働きかけた。インディアン局の地域監督官 A. ハーパー (Allan Harper) は、この方法がホビの反感を煽ると反対したが、ボイデンはハーパーの上司と交渉し、1952年にインディアン局によってホビの法律顧問として承認された。そして、次に部族評議会を復活させるために、ボイデンは自分を支持するホビの「進歩派」の評議員に動員した。この進歩派の多くはセカクアプテア (Sekaquaptewa) 家のようにモルモン教に改宗したホビであり、部族評議会の要職に就いた¹⁰⁾。一方、伝統派は鉱物リースを進める「進歩派」に反発し、部族評議会への参加を拒否した。村の宗教的指導者キクモンギの多くは部族憲法で定めたように、部族評議会メンバーの承認を拒否した。17人の候補者のうち評議員に任命されたのは9人のみであり、そのような評議会は真の代表ではないとしたのである。しかしながら、インディアン局は定足数に達したと判断し、1953年に内務省は公式なホビ部族評議会を承認した。そしてこの新たな部族評議会はボイデンのアドバイスにより、ブラックメサでの石炭採掘を検討し始めた¹¹⁾。

次にボイデンにとって課題となったのが、ホビ保留地を設立した1882年の行政命令であった。ブラックメサをナヴァホとの共同の土地と定めていたため、土地と地下資源の所有者が明確でなく、鉱物リースの契約が困難であった。ボイデンは内務長官にホビとナヴァホの土地境界を明確にするよう何度も請願したが、内務省からは保留地の境界は連邦議会のみで決定されるという回答だった。当時、ボイデンは弁護士事務所の同僚であった E. ウィルキンソン (Ernest Wilkinson) やコーエンと同様、インディアン請求委員会の設立と仕組みに通じていた。そして、このインディアン請求委員会を参考に、ホビとナヴァホ間の訴訟を3人の裁判官が審理する特別な三人制裁判所の設立を構想した。この裁判所で両部族の土地境界を決定し、ホビの土地リースと鉱物採掘を目指したのである¹²⁾。

1956年にボイデンはアリゾナ州上院議員 B. ゴールドウォーター (Barry Goldwater) の事務所を訪問し、三人制裁判所を設立する法案を提出する考えを示した。共和党保守派議員のゴールドウォーターにとって、ボイデンはユタ州出身のモルモン教徒で民主党支持者だったが、インディアン法制定にも関わり、派閥対立で知られるホビの間で部族評議会を復活させた腕利きの人物であった。当時、ユタ州上院議員でモルモン教徒の A. ワトキンス (Arthur Watkins) も上院インディアン問題小委員会の共和党議長を務め、連邦管理終結政策に着手していた¹³⁾。ボイデンはユート族の顧問弁護士としても土地訴訟で成功し、ワトキンス上院議員やモルモン教会、ケネコット製銅社 (Kennecott Copper)、E. ウィルキンソンの弁護士事務所 (Wilkinson, Cragun, and Barker) とのつながりもあった。同弁護士事務所は内務省弁護士を務めたモルモ

ン教徒を多く雇用し、ワシントンにおけるモルモン教会の重要なネットワークとなり、スタンダード石油ニュージャージー社、ケネコット・ユタ製銅社 (Kennecott Utah Copper) なども顧客としていた。ユート族の土地賠償で勝訴後、ウィルキンソンの弁護士事務所は他の先住民部族の訴訟も手がけるようになった。また、ケネコット製銅社は多くの銅山を所有し、労働問題で妥協しなかったが、ゴールドウォーターにとってアリゾナ州の鉱山会社は重要な支持層だった¹⁴⁾。

こうして、1956年にゴールドウォーター上院議員は、ナヴァホとホピの保留地境界を決定するために弁護士ボイデンが構想した特別裁判所を設立する法案を上院に提出した。また当時、アリゾナ州選出下院議員になったばかりの S. ユーダル (Stewart Udall) は、この法案を下院に提出した。法案はあくまでも保留地の境界を確定し、ナヴァホとホピの土地問題を解決するためのものとして説明された。しかし、司法省は下院と上院の公聴会で法案に反対した。三人制裁判所は法的決定権がなく不適であり、保留地の境界は議会で検討すべきとしたのである。結果的にこの法案は上院を通過したが、下院では成立しなかった。

翌1957年、ホピの顧問弁護士ボイデンとナヴァホの顧問弁護士リテルは石炭埋蔵量が多すぎるブラックメサ北部の第6地区をホピの占有とし、残りの1882年の保留地については特別裁判所で裁決するという妥協の法案を生み出し、連邦議会に提出するよう S. ユーダルに働きかけた。ホピの伝統派はブラックメサの開発を進めようとするボイデンを批判し、連邦議会に保留地境界の決定を委ねるのは部族主権の放棄であり、保留地自体の喪失につながるとして強硬に反対した。しかしながら、この法案は1957年に連邦議会に提出された。

この分割法制定の根拠とされたのが、ナヴァホとホピの間の「土地紛争」であった。約9千人のホピに対してナヴァホが約16万人に増えてホピの土地に侵入するようになったため、長年続くホピとナヴァホの対立を解決する必要性を訴え、鉱物リースについては一切言及しなかった。しかし実際、ホピの近くの土地に暮らすナヴァホは約1万5千人から2万人に過ぎなかった。ナヴァホはウェスト・バージニア州に相当する面積のナヴァホ保留地に散住し、ホピはブラックメサの南の断崖にある3つのメサ付近に集住していた。また、両部族は土地をめぐる必ずしも対立してきたわけではなく、通婚によって共生してきたのだ¹⁵⁾。この法案は上院議員ゴールドウォーターと、連邦管理終結政策を推進していた上院議員ヘンリー・ジャクソンが支持した結果、1958年に公法85-547として成立した¹⁶⁾。

これによって、ホピとナヴァホの部族議長は1882年の行政命令の土地権をめぐる、アリゾナ州の連邦地方裁判所に三人制裁判所の訴訟を起こすことが可能となった。翌1959年にボイデンとナヴァホの弁護士リテルを通じてヒーリング対ジョーンズ訴訟 (Healing v. Jones) が開始した。ボイデンにとって、ブラックメサの土地境界に決着をつけ、鉱物リースの展望を開くための第一歩となった。

一方、ホピ保留地では、インディアン局地域監督官ハーパーが予測したように、鉱物資源開

発に対する反発が強まった。伝統派指導者は各方面へ手紙を送り、1959年にはインディアン局長 G. エモンズ (Glenn Emmons) にボイデンと部族評議会による不正について請願書を提出した。ホピの聖地であるブラックメサを採掘することは許されず、伝統的指導者の同意の必要性を訴えたのである。

2. ブラックメサと石炭採掘リース

アメリカ西部地域は1960年代に大きく発展した。西海岸の港湾は1950年代の朝鮮戦争、60年代のベトナム戦争で要所となり、軍事契約や航空産業、軍事基地等によって西部の雇用や人口増、住宅ブーム、土地投機が促された。この西部諸州の経済的繁栄は主に連邦政府と軍によってもたらされ、西部に移住した住民は概して保守的であり、小さい政府と自助、減税を志向した。連邦政府から補助金を受けながらも、西部は政府の干渉を嫌う傾向にあった。そして、1960年代には乾燥地帯にあるフェニックスやラスベガス、ロサンジェルスなどの都市が発展のためにより多くの水と電力を必要とするようになった¹⁷⁾。

ホピの顧問弁護士としてボイデンはブラックメサとその地下の鉱物資源をめぐり、ナヴァホ側と争うことになった。両部族は多額を費やしてロビー活動と宣伝を展開することになった。1960年のヒーリング対ジョーンズ訴訟の上訴で、ボイデンは「貧しい聖人としてのホピ、攻撃的な遊牧民のナヴァホ」というイメージを感情的に訴え、ホピの土地権と地下資源を確保しようとした。これによってホピとナヴァホによる「土地紛争」の印象が強まり、保留地境界を定める必要性を促したのである。ナヴァホはホピとの対立で悪者のイメージを強化され、後に連邦政府が移住問題に介入しやすくなった¹⁸⁾。これは、ホピとナヴァホを対立させて、石炭などの地下資源開発を促す一種の分断統治であったと言える。

1962年に三人制裁判所はヒーリング対ジョーンズ訴訟において、1882年の行政命令の土地にはホピとナヴァホの両部族が権利を有すると判決した。63万1千エーカーの第6放牧地区はホピ保留地とされてすべての資源をホピが占有し、それ以外の約180万エーカーの土地と資源は「共同使用地」(Joint Use Area)としてホピとナヴァホが平等に共有することになったのである。鉱物については、最も重要な石炭が埋蔵されたブラックメサ北端での採掘料をホピとナヴァホで折半することが定められた。この判決はホピ・ナヴァホ移住問題の重要な布石となり、高齢者を多く含む数千人のナヴァホと約100人のホピが土地立ち退きを迫られることになった。とくにホピの土地と決定された土地にはナヴァホが多く居住していたため、土地問題はさらに深刻化した。ナヴァホは最高裁判所に上訴したが、最高裁は連邦地方裁判所の決定を是認した。これには1961年に内務長官に就任した S. ユーダルの働きかけがあったとされている。

この1962年の判決は、ちょうどコロラド高原の水と電力のニーズが南西部各都市の急成長によって加速していた時期であった。ウラン生産は急増し、1956年に連邦議会が認可したグ

レンキャニオン、フレイミング・ゴージ、ナヴァホ等の巨大なダムが建造中であり、フォーコーナズではコロラド高原で初の大規模な石炭発電所が稼働しようとしていた¹⁹⁾。

ヒーリング対ジョーンズの判決後、ポイデンはホピ部族評議会に「共同使用地」の法的解決にむけて取り組むよう促した。1963年にインディアン局長 P. ナッシュ (Phileo Nash) が共同使用地の管理について検討するためにナヴァホとホピの代表を招集した。問題は両部族が地下資源の権利について合意し、鉱業会社が採掘に着手できるかであった。ポイデンはホピが所有する半分の土地からナヴァホが移住しない限り、鉱物の採掘はできないと主張し、石油会社から土地権を明確にするようホピに多大な圧力がかかっていることを明らかにした。ホピが共同使用地の半分を確保して鉱物開発を許可できるように、石油会社はロビー活動を行っていた。それさえ可能になれば、企業は土地分割に関心がないと述べている。このようにエネルギー会社によるブラックメサへの利害と介入が土地問題を複雑にしていた。前述のように、ブラックメサをめぐるホピとナヴァホの「土地紛争」は、企業や議員、連邦インディアン局、部族弁護士によってつくり上げられた側面がある。当時は環境運動や先住民運動が興隆し、露天掘りを進めるために企業が先住民に立ち退きを迫ることは難しかったが、ナヴァホが暮らす土地をホピに返還し、「土地紛争」を解決するという名目であれば、移住を正当化しやすかった²⁰⁾。

1964年にホピ部族評議会は、ナヴァホ・ホピ問題について連邦議会と裁判で手腕を発揮した報酬として、ポイデンに約100万ドルを支払った。これはそれまで部族の顧問弁護士に支払われた額としては最高であった。一方、ナヴァホの顧問弁護士リテルは、報酬約3万5千ドルのみを受け取った。ナヴァホ部族評議会に保留地西部の土地をめぐるホピの訴訟を受け入れるよう説得したため、リテルは批判された。180万エーカー余りのその土地には、ナヴァホの世帯がほぼ全域に暮らしていた。1958年に公法85-547が成立後、ホピがナヴァホを訴えたとき、ナヴァホは主権免除を主張するのみで済んだが、リテルは有利な結果になるとして、ナヴァホに訴訟に応じるよう説得したのだった。1963年に部族政府議長に選出された R. ナカイ (Raymond Nakai) はリテルと対立し、1967年に内務長官 S. ユーダルを通してリテルを解雇した。長年、ナヴァホに影響力を持った顧問弁護士リテルがいなくなったことによって、ポイデンはさらにブラックメサの石炭開発を促すようになった²¹⁾。

ブラックメサの保留地境界と地下資源の所有が確定することによって、ポイデンにとって石炭開発の展望が開かれた。ブラックメサの2つの鉱山(ブラックメサ鉱山と隣のカイエンタ鉱山)は全米で最大の石炭露天掘りの鉱山地帯と期待された。ポイデンはホピ部族評議会にブラックメサ鉱山をピーボディ石炭会社にリースし、その収益をナヴァホとホピで折半するよう提案した。このとき、環境影響評価書(EIS)は作成されず、公聴会も開かれずに取引に関する情報は十分に公開されなかった。部族評議会の議事録は当時、詳細に記録されていたが、リースに関する議論はほとんど残っていない。ポイデンがホピ部族政府の利益のためにピーボディ石炭会社へのリース条件を詳細に調べ、大規模な採掘とその影響について説明した形跡も

なかった。またブラックメサの住民にとって貴重な水について触れておらず、ピーボディ石炭会社が毎年ブラックメサの地下水3867エーカー・フィートを用いて、273マイル離れたネバダ州の発電所まで石炭をスラリー輸送する計画も言及されていない。ボイデンはホピに地下水のリースが利益をもたらすと説得したが、水利権の公正な価格については何ら情報を与えなかった。後述するボイデンのピーボディ石炭会社とのつながりについては、もちろん議事録に記録されなかった²²⁾。ボイデンに促されたホピ部族評議会は、1966年にピーボディ石炭会社と6万4千エーカーの炭鉱のリースに署名した。こうしてピーボディ石炭会社は1964年にナヴァホと、1966年にはホピと契約を交わし、鉱物の採掘権と帯水層の使用権を得たのである。

内務長官 S. ユーダルは1966年、石炭リースによって新たな雇用や税収が生まれ、両部族のみでなく南西部全体に経済的機会が広がると発表した。しかし、ブラックメサのリースは上述のように企業に有利な条件であり、内務省が公有地のリースで定めたガイドラインに抵触していた。入札がなく、契約再交渉の条項もなく、採掘料は歩合ではなく定額であった。一般の鉱山リースでは通常、10年の契約期間後に再交渉を可能とする条項があったが、ブラックメサのリースは35年間有効であり、その後、再交渉なく35年間の更新が可能であった。当時、公有地の石炭採掘料は1トンあたり1.5ドルであったが、ホピとナヴァホは1トンあたり37セントを折半した。1970年からナヴァホ部族政府議長に選出された P. マクドナルド (Peter MacDonald) は当時、1トンの石炭に対しコーラ1缶分 (20セント) の採掘料を受け入れたとして、内務長官 S. ユーダルに対して弱腰の R. ナカイ (Raymond Nakai) 前部族政府議長を批判した²³⁾。1978年の内務省による機密の監査報告書によると、ピーボディ社のブラックメサ採掘料の割合は当時の相場の約半分であった。ホピの石炭採掘料も21年間にわたって据え置かれ、1986年になってようやく市場価格の採掘料に改正された。

1966年のリース後もピーボディ社にとって有利な決定が継続された。当時、先住民の土地リースは2560エーカー以内という連邦規制があったが、同社は4万エーカーの土地を合法的に使用できた。翌年、ピーボディ社はブラックメサのリース地をさらに1万エーカー (15平方マイル) 追加するよう要請し、ボイデンは部族評議会に何ら報酬なしに受け入れさせた。ボイデンは、ホピにナヴァホと同じような収益を得られると約束していたが、これは実現しなかった。1969年にインディアン局はピーボディ石炭会社が石炭のスラリー輸送に膨大な地下水を使用する一方、ホピに支払う使用量が安いことに懸念を示した。1エーカー・フットの水使用量はナヴァホが5ドルに対し、ホピは1.67ドルであった。ボイデンに忠実なホピ部族評議会はこの件を保留し、調査するとしたが、結局、ピーボディ社の問題は扱われなかった。このようにコロラド高原の限られた水源を利用しようとする動きが高まった時期に署名されたブラックメサのリースは、ホピやナヴァホにとって不利な条件であった。

一方、ホピ伝統派は依然として採掘リースに反対した。大統領や内務省、連邦議員に多くの書簡や請願書を送り、都市や大学、海外に出向いてホピの聖地がいかに危機にさらされている

かを訴えた。ホピは伝統的に雨乞いや豊作、長寿などを祈る重要な儀式を行い、ブラックメサ全体はこれらのための聖地や遺跡、埋葬地であった。ホピ伝統派は聖地で石炭の露天掘りが行われようとしていることを非難し、部族憲法で定めた条件を本来、満たさなかったホピ部族評議会がリースを違法に決めたとして、ネイティブ・アメリカン権利基金の支援により提訴した。1966年にピーボディ社のリースが契約されたとき、部族評議会では17人の議席のうち出席したのは11人のみであり、そのうち、ホピ部族憲法で必要とされる宗教的指導者キクモンギの承認を受けた評議員は6人のみであった。27部族評議員の選出や評議会の決定に対し、多くのホピ有権者が投票を拒否したため、伝統派は当初からそれらの正当性を疑問視した。また、内務長官 S. ユーダルが石炭リースを十分に考慮せずに許可したとして批判した。こうして、伝統派は部族評議会がホピを代表する権限はないとして連邦裁判所に訴えたのである。しかしながら、裁判所はホピ伝統派には部族の代表権がなく、ホピ部族評議会のみがその資格を有するとして、その訴えを却下した²⁴⁾。ボイデンはナヴァホとホピの対立を促したのみでなく、ホピ内の伝統派と進歩派の溝も深めたのである。

実際、ボイデンはホピ部族評議会の顧問弁護士であると同時にピーボディ石炭会社に雇われ、代理人の役割を果たしていた。1980年の死後、ユタ大学に寄贈され、後に公開されたボイデンの法律文書からは、ボイデンが1960年代にホピの顧問弁護士を務める一方で、ピーボディ石炭会社の代理人を務め、利害相反の原則に違反していたことが明らかとなった。1965年と66年にボイデンはピーボディ社とホピの鉱物や水利権のリース価格を交渉した。1966年にホピ部族評議会は不利な条件でブラックメサ鉱山のリースを認めた結果、ホピの収入は総売上高の3.335% (ナヴァホと同じ採掘料) になったが、それは当時の基準よりはるかに低かった。また、1965年のピーボディ社と交わした書簡によると、ボイデンは当初、ブラックメサの石炭を利用する発電所をアリゾナ州ページではなく、ユタ州に誘致しようとしていたことがわかる。さらにピーボディ社が1968年にケネコット製銅社と合併した際、ボイデンはこの合併に融資したモルガン・ギャランティ・トラスト銀行の顧問弁護士も務めた。この間、ボイデンはホピの公式な顧問弁護士であったが、当時の内務長官 S. ユーダルはこの問題を調査しなかった²⁵⁾。

ボイデンが所属し、弁護士も務めたモルモン教会は、1965年にピーボディ社の株全体の8%を所有し、ケネコット製銅社の株はさらに多かった。そしてピーボディ社とブラックメサの石炭リース契約を結んだ後の3年間、モルモン教会におけるピーボディ社株による利益は倍増した。ボイデンはホピの顧問弁護士でありながら、部族の利益を優先せずに石炭と水を安価な条件でリースするよう説得したのである。しかし、ボイデンの行動には経済的利害のみでなく、モルモン教の影響も見られた。モルモン教において、インディアンは改宗によって救済されるべきレーマン (Lamanites) であり、ひとたび改宗するとその黒い皮膚は白くなると信じられていた。これは、先住民を対等に扱わないボイデンの姿勢に通じていた²⁶⁾。

こうしてブラックメサではピーボディ社の石炭採掘が始まり、コロラド高原の大規模開発が頂点に達した。内務長官 S. ユーダルと上院歳出委員会議長 C. ヘイデン (Carl Hayden) の主導のもと、1968年にコロラド河流域計画法 (Colorado River Basin Project Act) が制定され、コロラド川を利用したセントラル・アリゾナ計画 (CAP) を開始した。CAP は運河とパイプラインによって毎年220万エーカー・フィートの水を、フェニックスとツーソンまで300マイル以上の距離にわたり運ぶことを目指した。しかし、CAP の一部で水を汲み上げるための電力を必要とし、当初はグランドキャニオンにマーブルキャニオン・ダムとブリッジキャニオン・ダムを建設して発電する案が構想されたが、1966年に環境保護団体シエラクラブ等の強力な反対に遭った。その結果、CAP を実現するためにグレンキャニオン・ダムからさほど離れていないアリゾナ州ページにナヴァホ発電所を建設することになった。ピーボディ社がブラックメサの鉱床から採掘した石炭を、ナヴァホ発電所で用いることになったのである。こうして CAP は融資され、ページの石炭発電所で作られる電力によって水を汲み上げてフェニックスとツーソンに運ぶことになった。1969年からナヴァホ発電所が建設され、ブラックメサの石炭採掘が活発化した。また、CAP の運河が1973年から20年かけて建設された²⁷⁾。内務長官 S. ユーダルは、本来、先住民の利益を守る立場にありながら、ブラックメサの石炭開発の手続きを次々と許可した。当時、内務省開拓局はナヴァホ発電所の25%分を出資していたことから、ナヴァホのコロラド川における約17万8千エーカー・フィートの水利権をセントラル・アリゾナ計画に利用したのであった²⁸⁾。

第二次世界大戦後、原子力発電所の開発で成長してきた総合建設会社ベクテルは、この西部開発計画の立役者であった。1968年にニューメキシコ州ファーミントンで拡充されたフォーコーナーズ工場は全米最大の発電所の一つとなった。そして1970年にベクテル社はブラックメサからネバダ州ラフリンの新たなモハーベ発電所までスラリーパイプラインを建設した。さらに1974年にはアリゾナ州ページに上述のナヴァホ発電所を完成し、アリゾナ州セントジョーンズにはコロラド発電所を建設した。これら4つの発電所は2つの原子力発電所とともに、西部に電力を供給する23の公益事業体によるグランド・プランと呼ばれる大規模なエネルギー計画の一環となった²⁹⁾。ロサンゼルス西部エネルギー供給・伝送社 (Western Energy Supply and Transmission Associates: WEST) の公益事業体は全米最大で、その後の35年間にわたるエネルギー・インフラを企画した。

ピーボディ社は、ブラックメサ鉱山とカイエンタ鉱山の2つを露天採掘した。カイエンタ鉱山の石炭はコンベヤで貯蔵庫に運ばれ、ナヴァホ発電所の石炭工場に運搬された。一方、ブラックメサ鉱山では石炭を洗うために地下のナヴァホ帯水層から水を汲み上げ、採掘した石炭を273マイル離れたネバダ州ラフリンのモハーベ発電所 (2005年に閉鎖) までスラリーのパイプラインで輸送した。そこで石炭はフィルターにかけられ、発電に使用されてアリゾナ州やカリフォルニア州、ネバダ州に電力を供給した。これは石炭スラリーを稼働し、地下水を利用し

た全米唯一の発電所であった³⁰⁾。

しかしこの石炭のパイプライン輸送は生活や飲料に不可欠な水源を乱用し、先住民保留地での露天掘りが健康と環境面で悪影響を及ぼすにつれ、論争が起こった。1日当たり平均300万ガロンの水がナヴァホ帯水層から汲み上げられた。この帯水層はナヴァホとホピにとって主要な飲料水源であり、農耕や家畜の飼育、飲料や家庭で使用していた。彼らはピーボディ社の地下水汲み上げによって飲料水と泉の数が激減したと申し立てた。両部族は乾燥した砂漠のような土地に暮らし、水を聖なるものと信仰し、水の過度の使用に対しては伝統的に反対してきた³¹⁾。

しかしながら、当時の連邦政府は石炭開発を促進しようとした。1962年のヒーリング対ジョーンズの判決後も、ホピとナヴァホの共同使用地にはナヴァホ住民が住み続けていたため、1966年にインディアン局長のR. ベネット（Robert Bennett）は「ベネット凍結政策」（Bennett Freeze）を実行し、移住を拒否するナヴァホの家庭に40年間にわたり、インフラや家屋の整備を禁止した。結果的に保留地の他の場所で電気や水道が通るようになっても、この地域だけはインフラが改善されなかった。ナヴァホの住民は荒廃した住居に住み続けて家畜のフェンスを修理することもままならず、精神的にも苛まれるようになったのである³²⁾。

3. ナヴァホとホピの強制移住

1970年と1976年、アリゾナ州鉱山局はブラックメサには210億トンの石炭が埋蔵され、世界でも有数のエネルギー供給の中心地となると予測した。石炭のみでなく、石油や天然ガス、地下水も膨大であるとされた。また、ウラン埋蔵の可能性も高く、地表水源に富んでいた。しかし、ブラックメサの鉱物形成は1882年行政命令の保留地とほぼ重なり、このことがナヴァホ・ホピの土地問題を複雑にした³³⁾。

1971年には「共同使用地」を分割する新たな動きが現れた。同年10月、アリゾナ州共和党下院議員 S. スタイガー（Sam Steiger）が共同使用地を分割し、分割線を越えて住むナヴァホとホピに10年以内に移住を指示する法案を議会に提出したのである。また、1934年の「アリゾナ境界法」によって設けられたナヴァホの保留地から14万814エーカーを地上・地下資源の権利とともにホピに分割することを提案した。これは19世紀前半に行われたインディアン強制移住の現代版として、第二のナヴァホ・ホピ「土地紛争」につながった。この法案を作成したのはホピ部族弁護士ボイデンと公有地局副長官 H. レシュ（Harrison Loesch）であった。ホピ部族評議会、アリゾナ州議員スタイガー、連邦上院議員のゴールドウォーターと P. ファニン（Paul Fannin）はこの法案を支持した。以前と同様、無防備なホピを攻撃的なナヴァホから守るためとされた。1972年の下院内務・島嶼問題委員会のインディアン問題小委員会の公聴会で、ボイデンはこの「土地紛争」を強調した³⁴⁾。これに対し、ナヴァホ部族政府議長のマク

ドナルドは大勢のナヴァホに移住を強制する法案に抗議し、長い陳述を行った³⁵⁾。ナヴァホ対ホピの「土地紛争」という偏ったイメージは、ソルトレイクシティのエバンズ広告会社 (Evans and Associates) によっても広められた。ホピ部族評議会とともに4つの発電所を所有している西部エネルギー供給・伝送社の依頼を受けて宣伝を行った同社は、地元の主な利益を代表し、ピーボディ石炭会社のビジネス相手であった³⁶⁾。

一方、連邦政府はブラックメサでの移住を強化していった。1972年にアリゾナ州の地方裁判所は、ナヴァホに対して共同使用地で放牧する羊を減らすように命じた。また1973年以降、連邦政府は移住計画を促すために、共同使用地とホピ占有地、ビッグマウンテン地区の泉を取り壊していった。共同使用地の草地や水が不足して羊を放牧できなくなったナヴァホがホピ占有地の第6地区に羊の群れを放すと、ホピに雇われた白人警備員が侵入した羊を没収し、放牧したナヴァホを逮捕した。共同使用地では住居などの建築が禁止され、ナヴァホ住民は白人人口の多い保留地境界の町や人口過密となっていたナヴァホ保留地の他の場所へ移住を迫られた³⁷⁾。

この過程で、連邦議会でブラックメサ問題をナヴァホとホピの「土地紛争」として主張し、影響を与えたのがアリゾナ州民主党下院議員 M. ユーダル (Morris Udall) であった。当時はブラックメサの複雑な背景を理解している議員はほとんどいなかったため、現地出身のユーダルの見解が頼りとされた。ユーダルは下院内務・島嶼問題委員長として、インディアン問題や鉱物・資源開発を管理し、環境保護論者で政治的リベラルとして知られていた。従来、ナヴァホの移住については曖昧な立場だったが、議会で十分に検討したため再検討の必要はないとした。1980年には移住のための修正法案を作成したが、地下資源がもっとも豊富な1882年の保留地の北部をナヴァホが購入することを妨げた。ユーダル家はブラックメサ問題と多くの点でつながりがあった。ユーダルの曾祖父はホピに布教した最初のモルモン宣教師であり、祖父はリトル・コロラド川渓谷への植民を促した。両親は、ホピ部族評議会の元議長 A. セカクアプテア (Abbott Sekaquaptewa) の一族と親しく、彼らをモルモン教へ改宗させた。親戚のジョン・ニコラス・ユーダルは1948年から52年までフェニックス市長を務め、WEST 合弁企業のメンバーである電力会社等の弁護士も務めた。別の親戚カルビンと兄のスチュワートはフェニックスでケネコット製銅社 (1968年から77年までピーボディ石炭会社を所有)、サンタフェ鉄道、サン石油会社の弁護士であった。そして前述のようにスチュワートは内務長官としてブラックメサの鉱物リースを認可し、南西部の壮大なエネルギー開発計画を構想し、開始した人物である³⁸⁾。

当時は、ナヴァホとホピの「土地紛争」以外にナヴァホの移住を正当化することは困難であったと言える。1960年代からの環境運動の高揚によって西部の環境悪化と石炭の露天掘りが問題視されていた。たとえば、1971年に開かれた上院内務・島嶼問題委員会の公聴会では、南西部のフォーコーナズ地域における石炭開発による環境問題に関し、ブラックメサの問題

も取り上げられている³⁹⁾。連邦議会では露天掘りを廃止・規制する法案が提出され、1977年に露天掘規制採掘跡再生法が制定されたが、先住民保留地は対象外だった。また、1973年にはウォーターゲート事件を通じて高級官僚と企業の癒着が浮上する一方、オイルショックによってエネルギー資源の確保がアメリカにとって突如、課題となった。これに応じて、1973年にニクソン大統領はエネルギー自給を目指すプロジェクト・インディペンデンスを発表し、全米の約4分の1のエネルギー資源（低硫黄の30%、ウランの80%、国内の石油・ガスの13%）が先住民保留地に存在することを確認した。一方、1973年にはスー族が連邦政策に抗議してウンデッドニー占拠事件が起こり、世論の注目を集めた。これらの状況から、政府や企業にとってブラックメサの資源開発を直接訴えることは難しかった⁴⁰⁾。

1974年にはナヴァホ・ホピ土地解決法（Navajo and Hopi Land Settlement Act）が公法95-531として制定された。今回はゴールドウォーター上院議員とユタ州選出の民主党下院議員W. オーウェンズ（Wayne Owens）が発起人となり、超党派の支持を得た。この法律により、ヒーリング対ジョーンズ訴訟判決によって共同使用地とされた180万エーカーはナヴァホとホピの間で半分に分割することが定められた。そして、ホピの土地に居住するナヴァホ、ナヴァホの土地に住むホピはそれぞれ移住を義務づけられ、それを促すためにナヴァホ・ホピ・インディアン移住委員会（NHIRC）が設立された。ホピの場合は崖の端につくられた村に100人近くが暮らしていたが、ナヴァホは約1万3千人がブラックメサの放牧地に何世代にもわたって散住していた。成立した法案はボイデンが作成したが、法律制定にあたり、どれだけ多くのナヴァホが移住を迫られるか、代替の土地や住宅、移住に必要な福祉や補償金も検討されなかった。その後、1977年にアリゾナ州の連邦地方裁判所は、ナヴァホとホピの共同使用地の分割を決定したが、ナヴァホは分割の施行を1979年に延期するよう請願した⁴¹⁾。

ナヴァホ・ホピ土地解決法はアリゾナ州上院議員ゴールドウォーターのような強力な政治家の支持を得ることによって、議会で成立した。そして同法の制定後、前内務副長官で当時、上院内務・島嶼問題委員会マイノリティ顧問であったH. レシュは、ピーボディ石炭会社の政策広報担当副社長に就任した。オーウェンズは議員に再選されず、ソルトレイクシティのボイデンの弁護士事務所に加わったが、この事務所はピーボディ石炭会社の新たな所有会社となったケネコット製銅社の建物に移転していた。後にオーウェンズはホピの主任顧問弁護士に就任した⁴²⁾。

1974年にベクテル社ではニクソン政権の財務長官であったG. シュルツ（George Shultz）が社長に就任し、もはや成長産業ではない原子力に代わるエネルギー産業として新たな石炭技術に注目した。全米には豊富な石炭が埋蔵され、電力の6割を石炭から生産していた。こうして、新たな石炭技術として石炭スラリーのパイプラインを最初に建設したのである。また、ベクテル社は1977年に全米で最大の石炭を生産するピーボディ石炭会社を買収した。ケネコット製銅社はピーボディ石炭会社の売却を望まなかったが、司法省は同社の反トラスト法違反を

宣告し、1976年に売却を命じた。シュルツの後援によってベクテル社がピーボディ石炭会社を買収し、私企業となった。ベクテル社のようにピーボディ石炭会社はかなり政治的な立場にあったと言える。10州の石炭鉱山を所有し、これらの州の議員は同社の利益に関心を寄せていた。さらに鉱山のない他の州でピーボディ石炭会社は全米最大の公益事業体に石炭を供給し、社内に政府関係の重要な部署を持っていた⁴³⁾。

1970年代末までにベクテル社はコロラド高原に4つの主要な発電所（モハーベ、ナヴァホ、フォーコーナーズ、コロラド）とブラックメサの石炭スラリーのパイプラインを建設し、そのうちモハーベとナヴァホの2つの発電所に石炭を供給するピーボディ石炭会社を所有していた。そして1973年に総工費約40億ドルのセントラル・アリゾナ計画（CAP）がフーバーダム以来の最大の土木工学プロジェクトとして建設が始まった。これは前述のようにナヴァホ発電所の石炭と電力によって14のポンプ場を稼働させ、3つの山脈を経てフェニックスやツーソンにまでコロラド川の水を運ぶ計画だった⁴⁴⁾。セントラル・アリゾナ計画では、全米や世界でも有数の鉱床であるブラックメサの数億トンの石炭が必要であった。つまりホピによるブラックメサのリースがなければ、セントラル・アリゾナ計画は不可能であったのである。そのためにもブラックメサの石炭開発を促す1974年のナヴァホ・ホピ土地解決法は重要であった。

しかし、同法を修正しようとする試みは続いた。当時のナヴァホ部族政府議長のマクドナルドは、修正法案を検討する上院委員会の公聴会でナヴァホ住民の苦境と政府斡旋の業者による住宅建設の欠陥を説明した。アリゾナ州上院議員 D. デコンチーニ（Dennis DeConcini）は公聴会でナヴァホを支持し、移住が非人道的であるとして修正を求めた。1970年代初頭からナヴァホのマクドナルド部族議長はエネルギー会社に対して批判を行った。マクドナルドは1970年から1986年までナヴァホ部族政府議長を4期務め、部族の経済的自立と事業を政治目標の一つに掲げた。教育と地下資源の部族による管理を強調し、1975年に地下資源が豊富な13の先住民部族によって OPEC を参考に、エネルギー資源部族評議会（CERT）を共同設立した。保留地の地下資源を自己管理することによって部族の主権を強化しようとしたマクドナルドは、エネルギー会社にとっていわば目障りな存在だった。後に、マクドナルドはエネルギー会社やゴールドウォーター上院議員等から政治的妨害や報復を受けたと述べている⁴⁵⁾。

1980年には、1974年のナヴァホ・ホピ土地解決法を修正する法律が制定された。ナヴァホは1974年の同法の結果、1882年の行政命令による保留地の半分の91万1千エーカーを取得したが、1980年の修正法によってナヴァホ移住者のためにさらに40万エーカーを得た。しかし、このうち約36万エーカーはアリゾナ州中東部のリオプエルコ川流域の土地であり、1979年に上流のチャーチロック付近で起きたダム決壊事故により、ウラン鉱放射能汚染が深刻な地域であった。土地分割に際しては、ナヴァホとホピの住民それぞれが土地との信仰上のつながりを主張したが、約100人のホピはほとんどが移住に応じた。ナヴァホの場合は、ブラックメサの石炭鉱山の南方のビッグマウンテン地域が高齢のナヴァホ女性を中心に移住拒否運動の拠点と

なった⁴⁶⁾。

ブラックメサの鉱山開発によって両部族は確かに経済的利益を得た。とくにナヴァホはブラックメサ鉱山の収益をホピと折半し、カイエンタ鉱山から採掘料をすべて受け取ったためホピよりも利益が多かった。当時の部族の年収でナヴァホは合計約2600万ドル、ホピは約900万ドルを得た。さらに2つの鉱山でピーボディ社は約900名の従業員を雇い、その9割以上が先住民だった。これらは安定した高給の仕事で、管理職に就いたナヴァホもいた。1976年の時点で、ホピの部族収入の8割をブラックメサの採掘リースが占めていた。先住民部族に対する連邦補助金が削減される中、地下資源開発による経済的自立の必要性は増していた⁴⁷⁾。

しかし、ブラックメサを所有するホピとナヴァホにとって、当初、鉱山リースの収益は一般の基準よりはるかに少なく、顧問弁護士ボイデンのように政治的影響力を持つことができなかった。石炭採掘による電力普及についてもナヴァホは恩恵を受けなかった。実際に、当時から保留地の半分以上のナヴァホ世帯で電気が通じていなかった。1975年に連邦政府は先住民政策を自決政策へと転換したが、保留地での自治とともに経済的自立を求めていった。そのため、両部族は地下資源開発による収入への依存を強めた。また、石炭採掘現場や発電所では環境汚染が広がり、ブラックメサの地下水は次第に減って泉が枯れるに至った。ホピ保留地では年間を通じて水源が枯渇し、水不足によって農作物が育たなくなった。内務省とピーボディ社は帯水層の問題を認めたが、ピーボディ社は地下水を地下深くの帯水層から汲み取っているため無関係であると主張した。一方、セントラル・アリゾナ計画 (CAP) の運河で供給される農業用水は高額であり、受け入れる自治体は少なかった。アリゾナ州の灌漑地域の中には CAP の負債を支払えずに破綻した自治体もあったのである⁴⁸⁾。

おわりに

以上のように、ブラックメサにおけるナヴァホとホピの土地問題は石炭開発をめぐる政治と利権を背景としていた。とくにホピの顧問弁護士となったボイデンはブラックメサの石炭開発とナヴァホの強制移住に至る過程において、1950年代以降、重要な役割を果たした。ボイデンはホピに自分を部族の顧問とするよう説得し、1952年にホピの顧問弁護士に着任すると翌年、休止状態であった部族評議会を復活させた。これによって、土地請求とエネルギー開発を交渉する部族代表の条件が整った。次にボイデンは鉱物リースを実現させるために、ホピとナヴァホの所有とされてきた1882年行政命令による保留地の分割を目指した。そのためには、保留地の境界を確定する法的手続きを連邦議会で成立させる必要があった。この問題を解決するために1956年に三人制裁判所の設立に関する法案を作成し、アリゾナ州上院議員ゴールドウォーターを通じて連邦議会に提出した。最初の法案は下院で可決しなかったが、再提出した法案は1958年に公法85-547として成立した。そして、1962年に三人制裁判所はヒーリング対

ジョーンズ訴訟の判決によって、ホピがブラックメサの石炭に対しナヴァホと同等の権利を持つと決定した。1882年行政命令による保留地でもっとも地下資源が豊富な第6地区の土地と資源はホピが占有し、その地区以外の土地はホピとナヴァホの「共同使用地」になった。その後、1964年にピーボディ社はナヴァホと、1966年にはホピと契約を交わし、鉱物の採掘権と帯水層の使用権を得た。そしてボイデンは1974年、再びゴールドウォーター上院議員を通じてナヴァホ・ホピ土地解決法の制定を促した。この公法95-531は上述の180万エーカーの「共同使用地」をナヴァホとホピの両部族で分割することを定めたのである。これによってナヴァホの強制移住は決定的となった。この過程で、ボイデンは広告会社を通じてホピとナヴァホの長期にわたる対立のイメージをつくり上げ、それを解決するには土地を双方で分割するのが唯一の方法だと強調したのである。

ピーボディ社との石炭採掘リース契約は、ホピとナヴァホにとって重要な転換点となった。ボイデンはホピの弁護士として、ブラックメサの採掘権リースをピーボディ石炭会社と交渉した。ブラックメサの石炭は質がよく、フェニックスや他の都市への電力供給に使われた。ボイデンは部族の顧問弁護士としてホピの利益を最大限に交渉する立場にあったが、合意した契約条件は、採掘料が一般よりもはるかに安く、ホピにとって不利な内容であった。また、ボイデンを通じてピーボディ石炭会社はホピから水利権をはるかに低い市場価格で入手した。ボイデンはホピの顧問を務めた全期間にわたってピーボディ石炭会社の代理人も務め、弁護士として利益相反の原則に違反していた。そしてボイデンのホピやナヴァホに対する姿勢にはモルモン教独自の影響も見られた。

このように、ブラックメサをめぐるナヴァホとホピは対立関係におかれ、部族内でも経済開発のために地下資源開発を支持する推進派と反対派との間に溝が深まった。その一方、企業は政府やモルモン教会とともに、西部開発に必要な石炭の採掘権と水利権を取得し、先住民部族の分断統治が進んだと言える。移住法の制定により、結果的に数千人のナヴァホとホピがブラックメサの土地を追われ、生活の糧と伝統を奪われることになった。

1974年のナヴァホ・ホピ土地解決法は1882年の行政命令の土地分割を目的として議会に提出されたが、実際は石炭開発をさらに促すことになった。先住民の強制移住の背景には、西部の大規模な開発計画とそれを支えるエネルギー資源へのニーズがあり、ブラックメサの地下資源開発を目指す企業や連邦政府、政治家の利害があった。ナヴァホとホピの土地では石炭のみでなく、石油、天然ガス、銅、ウランの採掘が大企業と連邦政府によって推進され、著しい環境破壊を引き起こすことになった。ナヴァホ発電所とモハーベ発電所は二酸化硫黄による深刻な大気汚染など、全米でも有数の公害をもたらした。ミード湖とコロラド川のような主要な水源は、気候変動の影響もあって枯渇の危機に陥った。ブラックメサの石炭開発の歩みには、先住民の生活と伝統が犠牲となり、新たな西部開発のための重要な資源コロニーとなっていった過程が見出されるのである。

付記：本研究は JSPS 科研費 (16K01977) の助成を受けたものである。

注

- 1) Charles F. Wilkinson, “Home Dance, the Hopi, and Black Mesa Coal: Conquest and Endurance in the American Southwest,” *BYU L. Rev.* 449 (1996): 450.
- 2) L. M. Robyn, “Environmental Injustices and State-Corporate Crime on Navajo and Hopi Lands.” *Indigenous Environmental Justice* (Tucson, AZ: University of Arizona Press, 2020), 63–64.
- 3) Jerry Kammer, *The Second Long Walk: The Navajo-Hopi Land Dispute* (Albuquerque, NM: University of New Mexico Press, 1980); Emily Benedek, *The Wind Won't Know Me: A History of the Navajo-Hopi Dispute* (Norman, OK: University of Oklahoma Press, 1992); David M. Brugge, *The Navajo-Hopi Land Dispute: An American Tragedy* (Albuquerque, NM: University of New Mexico Press, 1994); Wilkinson, “Home Dance, the Hopi, and Black Mesa Coal,” 449–482; Charles Wilkinson, *Fire on the Plateau: Conflict and Endurance in the American Southwest* (Covelov, CA: Island Press, 1999); Judith Nies, *Unreal City: Las Vegas, Black Mesa, and the Fate of the West* (New York: Nation Books, 2014).
- 4) Wilkinson, “Home Dance, the Hopi, and Black Mesa Coal,” 463; Felix S. Cohen, “Ownership of Mineral Estate in Hopi Executive Order Reservation,” U.S. Department of the Interior, *Opinions of the Solicitor of the Department of the Interior Relating to Indian Affairs, 1917–1974*, Vol. II (Washington: U.S. Department of the Interior, 1979), 1396–1397.
- 5) Wilkinson, “Home Dance, the Hopi, and Black Mesa Coal,” 457–458; John Redhouse, *Geopolitics of the Navajo-Hopi 'Land Dispute'*, Original publication 1985, Reprinted by IndigenousAction.org <<http://www.indigenousaction.org/geopolitics-of-the-navajo-hopi-land-dispute-zine/>> (2020年6月5日閲覧)
- 6) Nies, *Unreal City*, 79.
- 7) Wilkinson, “Home Dance, the Hopi, and Black Mesa Coal,” 459.
- 8) Wilkinson, “Home Dance, the Hopi, and Black Mesa Coal,” 460.
- 9) Wilkinson, “Home Dance, the Hopi, and Black Mesa Coal,” 461.
- 10) Nies, *Unreal City*, 125.
- 11) Wilkinson, “Home Dance, the Hopi, and Black Mesa Coal,” 462.
- 12) Nies, *Unreal City*, 87–89.
- 13) Nies, *Unreal City*, 88–89.
- 14) Nies, *Unreal City*, 89–90.
- 15) Marc Sills, “Relocation Reconsidered: Competing Explanations of the Navajo Hopi Land Settlement Act of 1974,” *The Journal of Ethnic Studies* 14 (3): 1986, 56–60.
- 16) Richard O. Clemmer, *Roads In The Sky: The Hopi Indians In A Century Of Change* (Boulder, CO: Westview Press, 1995), 212.
- 17) Nies, *Unreal City*, 207.
- 18) David M. Brugge, *The Navajo-Hopi Land Dispute: An American Tragedy* (Albuquerque, NM: University of New Mexico Press, 1994), 69.
- 19) Wilkinson, “Home Dance, the Hopi, and Black Mesa Coal,” 464.
- 20) Brugge, *The Navajo-Hopi Land Dispute*, 107–108; Benedek, *The Wind Won't Know Me*, 138.
- 21) Bill Donovan, “50 Years Ago: Hopi's lawyer hits pot of gold,” *Navajo Times*, Nov. 20, 2014. <<https://navajotimes.com/reznews/50years/50-years-ago-hopis-lawyer-hits-pot-gold/>> (2020年6月3日閲覧) Peter Iverson, *The Navajo Nation* (Westport, CT: Greenwood Press. 1981), 83–86. リテルは後の1970年代にナヴァホが得た土地の1割分を部族に請求した。
- 22) Wilkinson, “Home Dance, the Hopi, and Black Mesa Coal,” 465–466.
- 23) Bill Donovan, “50 Years Ago: Coal mine contract becomes political,” *Navajo Times*, Jun 25, 2020 <<https://>>

- navajotimes.com/50years/50-years-ago-coal-mine-contract-becomes-political/>; Nies, *Unreal City*, 115.
- 24) Wilkinson, “Home Dance, the Hopi, and Black Mesa Coal,” 472; Nies, *Unreal City*, 119.
- 25) Wilkinson, “Home Dance, the Hopi, and Black Mesa Coal,” 469–470; John Dougherty, “A People Betrayed,” *Phoenix New Times*, May 1, 1997. <<https://www.phoenixnewtimes.com/news/a-people-betrayed-6423155>> (2020年5月15日閲覧); Redhouse, *Geopolitics of the Navajo-Hopi ‘Land Dispute’*; Sills, “Relocation Reconsidered,” 60–61; Benedek, *The Wind Won’t Know Me*, 141.
- 26) Ward Churchill, *Struggle for the Land: Native North American Resistance to Genocide, Ecocide, and Colonization*. (San Francisco, CA: City Lights, 2002), 165; Nies, *Unreal City*, 92; Wilkinson, “Home Dance, the Hopi, and Black Mesa Coal,” 479.
- 27) Wilkinson, “Home Dance, the Hopi, and Black Mesa Coal,” 464–475.
- 28) Churchill, *Struggle for the Land*, 165.
- 29) Nies, *Unreal City*, 206–207.
- 30) Nies, *Unreal City*, XV.
- 31) Chris Clarke, “Clear Skies in the Desert,” *Earth Island Journal*, Summer 2006, 26.
- 32) Robyn, “Environmental Injustices and State-Corporate Crime on Navajo and Hopi Lands,” 69–70.
- 33) Redhouse, *Geopolitics of the Navajo-Hopi ‘Land Dispute.’*
- 34) United States. Congress. House. Committee on Interior and Insular Affairs. Subcommittee on Indian Affairs, *Partition of Navajo And Hopi 1882 Reservation: Hearings Before the Subcommittee On Indian Affairs of the Committee On Interior And Insular Affairs, House of Representatives, Ninety-second Congress, Second Session, On H.R. 11128, H.R. 4753, And H.R. 4754 ... April 17 And 18, 1972* (Washington: U.S. Government Printing Office, 1972), 101–104.
- 35) United States. Congress. House. Committee on Interior and Insular Affairs. Subcommittee on Indian Affairs, *Partition of Navajo And Hopi 1882 Reservation*, 66–75.
- 36) Sills, “Relocation Reconsidered,” 61; Nies, *Unreal City*, 203.
- 37) Chris Clarke, “Clear Skies in the Desert,” 27.
- 38) Sills, “Relocation Reconsidered,” 62–63.
- 39) United States. Congress. Senate. Committee on Interior and Insular Affairs, *Problems of Electrical Power Production in the Southwest: Hearings, Ninety-second Congress, First Session, Part 7* (Washington: U.S. Government Printing Office, 1972), 244–245.
- 40) Sills, “Relocation Reconsidered,” 63–64.
- 41) Nies, *Unreal City*, XIV, 134, 204; Redhouse, *Geopolitics of the Navajo-Hopi ‘Land Dispute.’*
- 42) Nies, *Unreal City*, 227; Redhouse, *Geopolitics of the Navajo-Hopi ‘Land Dispute.’*
- 43) Nies, *Unreal City*, 201–202.
- 44) Nies, *Unreal City*, 203.
- 45) Peter MacDonald with Ted Schwarz, *The Last Warrior: Peter MacDonald and the Navajo Nation* (New York: Orion Books, 1993), 198–200; Kammer, *The Second Long Walk*, 130–133; Benedek, *The Wind Won’t Know Me*, 138–139.
- 46) Deborah Lacerenza, “An Historical Overview of the Navajo Relocation,” *Cultural Survival Quarterly Magazine*, September 1988 <<https://www.culturalsurvival.org/publications/cultural-survival-quarterly/historical-overview-navajo-relocation>> (2020年5月4日閲覧); Malcolm D. Benally, *Bitter Water: Diné Oral Histories of the Navajo-Hopi Land Dispute* (Tucson, AZ: The University of Arizona Press, 2011)
- 47) Sills, “Relocation Reconsidered,” 60.
- 48) Wilkinson, “Home Dance, the Hopi, and Black Mesa Coal,” 476; “A People Betrayed,” *Phoenix New Times*, May 1, 1997.

キーワード：アメリカ、石炭開発、先住民、歴史

Abstract**Black Mesa and Coal Mining:
The Politics in the Navajo-Hopi Land Dispute**

Ayako Uchida

The Black Mesa area located in northern Arizona has been a historically controversial area. In the early twentieth century, the existence of vast mineral resources in Black Mesa was discovered. After the 1950s a Hopi tribal lawyer, John Boyden, played a major role in promoting federal and court decisions over the division of Black Mesa area between the Hopi and Navajo Tribes in order to start the tribal lease of coal mining with the Peabody Coal Company. With increasing pressures from the mining industry, the federal government also sought to determine the border of reservations between the Hopi and Navajo Tribes and to promote coal mining. However, this coal mining would soon cause negative effects for the tribes including environmental and cultural damage as well as the mass relocation of their peoples living in the traditional places of Black Mesa. This essay analyzes how these processes developed from the 1950s to the 70s by focusing on the politics over Black Mesa in the background of the economic and regional development of the American Southwest.

Keywords: America, Coal mining, Native-American, history